

議案第 1 1 号

白岡市公民館条例等の一部を改正する条例

(白岡市公民館条例の一部改正)

第 1 条 白岡市公民館条例(昭和 5 3 年白岡町条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 1 1 条第 2 項中「教育委員会」を「市」に改める。

第 1 6 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(白岡市勤労者体育センター条例の一部改正)

第 2 条 白岡市勤労者体育センター条例(平成元年白岡町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書、第 4 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書、第 5 条、第 6 条、第 8 条の見出し、同条、第 9 条ただし書、第 1 0 条第 1 項、第 1 3 条並びに第 1 6 条第 1 号中「市長」を「教育委員会」に改める。

(白岡市市民テニスコート条例の一部改正)

第 3 条 白岡市市民テニスコート条例(平成元年白岡町条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書、第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書、第 4 条、第 5 条、第 7 条の見出し並びに同条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第 8 条第 1 項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第 2 項中「市長」を「市」に改める。

第 1 3 条第 1 号中「市長」を「教育委員会」に改める。

(白岡市 B & G 海洋センター条例の一部改正)

第 4 条 白岡市 B & G 海洋センター条例(平成 1 0 年白岡町条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条、第 2 7 条ただし書、第 2 8 条及び第 2 9 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(白岡市生涯学習センター条例の一部改正)

第 5 条 白岡市生涯学習センター条例(平成 2 9 年白岡市条例第 1 6 号)

の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中白岡市公民館条例第1条及び第11条第2項の改正規定、第3条中白岡市市民テニスコート条例第8条第2項の改正規定並びに第5条中白岡市生涯学習センター条例第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

白岡市公民館条例等の見直しにより、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。